## 議案第18号

東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定の 期間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定の 期間の変更について

東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更する。

記

## 1 公の施設の名称及び所在地

名称	所 在 地
東京都板橋区立特別養護老人	東京都板橋区前野町五丁目9番3
ホームみどりの苑	号
東京都板橋区立特別養護老人	東京都板橋区東坂下二丁目2番2
ホームいずみの苑	2 号

## 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公の施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所の所在地
東京都板橋区立	社会福祉法人至誠学	東京都西東京市新町一
特別養護老人ホ	舎東京	丁目11番25号
ームみどりの苑		
東京都板橋区立	社会福祉法人東京援	東京都千代田区鍛冶町
特別養護老人ホ	護協会	一丁目8番5号
ームいずみの苑		

## 3 指定の期間

変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで変更後 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

別養 :お、 :する	<u> </u>	の議	案	は、									間	を変					
					地力	7 自	治污	上笠	$\circ$										
する	₺ (	ので	あ				1 11 12	らわ	2 .	4 4	4 弅	きの	2	第 6	3 項	のま	見定	に基	づき
				る。															